

# 実在する有名企業を かたる架空請求にご注意！



## 事例

スマートフォンなどの携帯電話に「未納料金を滞納しております。ご連絡なき場合は法的手続に移ります。〇〇〇株式会社」などと記載したショートメッセージ（以下、SMS）を送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「お客様は1年間のご利用にあたって、料金を〇万円滞納されています。支払方法はお近くのコンビニエンスストアでギフトカードを買って、そのギフト券番号を教えてください」などと告げ、インターネットサイトの有料サービス等の未納料金名目で金銭の支払いを要求された。

## アドバイス

こうした「未納料金を支払え」として、実在する有名企業名をかたり、SMSを送信する手口が平成29年1月以降各地の消費者センターに寄せられています。

SMSは不特定多数の電話番号に直接送信することができるため、詐欺の手口として利用されるケースがあります。

「SMS」、「未納」、「ギフト券」といった手法や文言が揃っていたら、それは詐欺であることを疑いましょう。また、同様のメールの終わりに「本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」と記載されるものもありますが、訴訟等の法的手続きへの移行が予定されている場合、あらかじめ書面による通知がなされるのが一般的です。

事業者からの請求に一度でも応じてしまうと、それ以降も、金銭の支払を請求されるおそれがあります。事業者の名前に聞き覚えがあるからといって安易に信用せず、話の内容等をよく確認しましょう。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや！)